

知っていますか? 「公益通報制度」 服務事故防止のため!

15日の教育施策連絡会にて、教職員の不祥事案と公益通報制度の話がありました。教育庁においても、公益通報者保護法の施行に伴い、公益通報の窓口を設置しています。

最近の服務事故の発覚は、内部告発によるケースがほとんどだそうです。それは、組織内で起きている重大な違反事例を、指摘して正そうにも内部にそういう窓口がない、または取り合ってくれない、というケースが理由によるものです。**組織内で、適切な対処をせず目をつぶったり、通報した者を不利な立場に追い込んだりする「もみ消し」**があるとも思われます。通報を受けて正常化をはかることは自浄機能そのものであり、健全な組織にはなくてはならないのです。**同僚の教職員を守るためにも、組織には「自浄機能」を有効に働かせる『通報窓口』が必要です。**

服務事故をおこさない! ヒヤリ・ハットを大きくしない!

ギスギスした人間関係にしないために! 風通しの良い職場にしよう!

【通報者の範囲】

教育庁等の職員である者。教育庁等の事業に従事する派遣労働者である者。その他、契約先等の労働者労働者である者。

【通報の対象】

教育庁等（従事する職員、代理人その他の者を含む。）についての**法令違反行為（当該法令違反行為が生じるおそれがある場合を含む。）**。ただし、個人の職務外の法令違反行為は除く。

【通報する場合の留意事項】

- ・通報は、通報する者が、氏名、所属及び連絡先を明記して行わなければならない。
- ・通報に係る事実について、行為者の氏名及び行為の事実を明らかにして行わなければならない。
- ・通報対象事実が確実にあると信じるに足りる相当な根拠を示して行うよう努める。

【匿名の取扱い】

氏名を明記しない場合（匿名通報）であって、通報対象事実があると信じるに足りる相当な根拠を示して行われるものについては、通報に準じて調査の実施及び調査結果に基づく措置を講じる。

【東京都教育委員会教育長の責務】

東京都教育委員会教育長は、通報又は相談があった場合は、必要な措置を迅速かつ適切に講じなければならない。職員又は派遣労働者が、通報又は相談をしたことを理由として、教育庁等の事業に従事する職場で不利益な取扱いを受けることがないよう配慮しなければならない。

【公益通報窓口の職務】

教育庁等窓口は、通報を受けた場合等は、調査を行い、通報対象事実があると認められた場合は、是正措置及び再発防止措置を講じる。

【通報の受付等】

通報を受けた公益通報窓口は、通報者の秘密保持に配慮しつつ、通報者の氏名、所属及び連絡先並びに通報内容となる事実を把握するとともに、通報者の秘密は保持されること及び通報者に対する不利益な取扱いのないことを、通報者に対し説明する。

【調査の実施等】

教育庁等窓口は、通報者の秘密保持に配慮しつつ、遅滞なく、被通報者その他の関係者から事情聴取その他の必要かつ相当と認められる方法で調査を行う。

【是正措置の実施等】

教育庁等窓口は、調査結果、通報対象事実があると認められた場合は、速やかに是正措置等を講じるとともに、必要に応じて、関係者に対する懲戒処分等の手続を行う。

【通報者等の責務】

職員等は、虚偽の通報、他人をひぼう中傷する通報、他人の業務を妨害する通報その他の不正の目的の通報をしてはならない。他人の正当な利益又は公共の利益を害する通報をしないよう努めなければならない。